

MG アクション・チャレンジ奨励金 タイプB（駆け出し支援）【募集要項】

本奨励金は、本学の公認団体に属さない個人や団体に対する課外活動のスタートアップと主体的な課外活動の実施の一部を支援すること【タイプB（駆け出し支援）】を目的とした給付奨励金です。

以下の要領で本奨励金の募集を行いますので、希望する学生・団体は期間内に是非お申込みください。

願書配布・受付期間【タイプB】：2023年4月19日（水）～ 5月17日（水）

5月31日（水）

■対象者

・以下の要件を全て満たしていることが応募条件です。

休学/停学中などの者は対象外。

原則、最短修業年限内（休学期間除く）であることが条件。

本学学部生のうち、教育理念「Do for Others(他者への貢献)」に基づき、本学の公認団体（クラブ・サークル）に未所属*かつ、様々な社会問題の解決・学生生活の充実に資する自主的な課外活動（自主企画の実施）を新たに行う意思のある者（個人）またはグループ（団体）。

※本学の公認団体に所属する者・団体は応募不可

ただし、個人の場合、所属団体の範囲外の活動であれば、公認団体所属者でも応募可

※団体応募においては、全員が本学の学生であり、加えて学外団体の支部などに該当しないこと

※複数年の活動実績がある団体の申請については、本学の公認団体登録（設立準備団体の応募）を前提とした応募を推奨する

<対象とするもの>※2022年度採用実績は次ページ参照

- ・活動を通じて実現したいことが明確であり、その目標を達成するうえで基盤となる活動
- ・「Do for Others(他者への貢献)」に基づいた社会貢献活動
- ・正課の範囲を超える活動（「卒業論文」を学術雑誌投稿や学会などの外部に発表する目標がある場合や「卒業研究」があくまで活動の1つであり、それ以外も含めた自主活動である場合など）

例)

- ・〇〇展、コンテストなどへの出場および入賞を目指して活動を行っている
- ・映画や楽曲、書籍等の芸術製作活動、学内外での発表を目指している
- ・地域のまちおこし、まちづくり事業の企画・実施を検討している
- ・「SDGs（持続可能な開発目標）」にまつわる活動
- ・〇〇に関するフォーラム/研究に関する自主企画・開催を検討している

等

<対象としないもの（例）>

- ・自身のキャリアアップのみを目的とした勉強や活動（資格取得など）
- ・正課の範囲内の活動（「卒業論文」「卒業研究」等、授業の一環に該当する活動）
- ・外部の団体に所属していて、その一環とみなされる活動
- ・営利目的とみなされる活動

※学内からの補助・助成（支援金/研究費）などの支援を受けている場合および学外の他団体等から助成等の支援を受けている場合も対象外。

タイプB
(駆け出し支援)

■給付額：実施企画の内容により、決定（年1回支給/上限あり）

■採用数：個人・団体ともに実施企画の内容により、決定

〈2022年度実績〉

（個人）バスケットボール審判活動、写真展開催、楽曲制作を通じた地域貢献活動

（団体）ボランティア団体の海外での活動

■提出書類

＜全員提出＞	
①	【様式1】願書 ※申請種別（個人・団体）ごとに指定の書式がありますのでご注意ください。

＜以下は申請を希望するタイプ別（個人応募または団体応募）に応じて提出＞	
タイプB（駆け出し支援）	【個人応募の方】 ②【様式2-b】活動計画書 ③【様式3】予算計画書 ※様式内の記入例を参考に作成すること ④【様式4】誓約書
	【団体応募の方】 ②【様式2-b】活動計画書 ③【様式3】予算計画書 ※様式内の記入例を参考に作成すること ④【様式4】誓約書 ⑤【様式5】部員名簿

■申請書類の交付方法

願書およびその他の所定用紙は、以下の学生部 Web サイトまたは二次元コードよりダウンロードの上、各自で印刷してください。

○ダウンロード先：「所定様式のダウンロード(MG アクション・チャレンジ奨励金)」

https://www.meijigakuin.ac.jp/gakusei/MG_action_challenge/download.html



■申請書類の提出方法

申請書類は、下記の学生課宛に提出・または郵送してください。

対象となる学生	所属校舎	郵送先
文・経済・社会・法・心理学部の1・2年次生 国際学部生（全学年） 横浜校舎を活動拠点とする学生団体	横浜学生課 （横浜校舎）	〒244-8539 神奈川県横浜市戸塚区上倉田町 1518 明治学院大学 横浜学生課 課外担当
文・経済・社会・法・心理学部の3年次生以上 白金校舎を活動拠点とする学生団体	学生課 （白金校舎）	〒108-8636 東京都港区白金台 1-2-37 明治学院大学 学生課 課外担当

■提出期限

2023年4月19日（水）～2023年5月31日（水）まで

※（郵送の場合）5月31日消印有効（窓口提出の場合）5月31日窓口時間内

■審査

提出書類に基づいて書類審査を行い、書類審査を通過した個人/団体のみ面接実施の上、判定を行います。

■採用者・採用団体発表

2023年7月上旬（予定） ※採否についてはメールを通じてお知らせいたします。

■給付日

2023年7月中旬～下旬（予定）

■採用後の義務について

本奨励金の採用となった場合、受給者/受給団体については以下の義務が生じます。

- 1) 出願時に申告した活動について、原則取りやめることなく当該年度の間に必ず実施すること
- 2) 中間報告書の提出および年度末成果発表会※への参加
- 3) その他、大学より求められた諸対応を行うこと

※活動取り組みについて、大学広報の取材等の対応をお願いすることがあります。

※本奨励金の採用者は、年度末成果発表会の参加が必須です。

成果発表時期：2月中旬～3月中旬 ※詳細は採用者のみにお伝えします。

発表方法：PowerPoint（書式自由） ※20分程度

成果発表を行えない、不参加という場合は、返金いただくこともありますのでご了承ください。

■奨励金の支給取り消しについて

本奨励金受給者が以下のいずれかに該当する場合は、支給を取り消す場合があります。

取消となった場合は奨励金の返還が必要となりますのでご注意ください。

- 1) 学籍を失ったとき
- 2) 停学、休学したとき
- 3) 奨励金の出願にあたり、虚偽の記載その他の不正の事実が判明したとき
- 4) 学則に違反し、懲戒を受けたとき
- 5) 受給者が、正当な理由なく受給者の義務を果たさなかったとき
- 6) その他、受給者として不適格な行為が発覚したとき

その他、ご質問等については、下記へご連絡ください。

【1-2年生・国際学部生】横浜学生課（045-863-2030）

【3-4年生(国際学部生以外)】白金学生課（03-5421-5155）

2023年5月18日 明治学院大学 公認4者執行部
学生部